

Title	日吉臺住居址発掘報告
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1933
Jtitle	史学 Vol.12, No.1 (1933. 4) ,p.123- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19330400-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日吉臺住居址發掘報告

橋 本 増 吉

一 序 言

神奈川縣橋樹郡(武藏國)日吉村字矢上及び字箕輪に互る所謂日吉臺は、慶應義塾大學豫科、普通部、商工學校等の移轉敷地約十三萬坪の中、約九萬坪の洪積層臺地であり、海拔約百六十尺乃至百五十尺の小丘陵をなして居る。

最初にこの臺地に古墳あることを聞き、昭和五年六月三日、予は柴田常惠氏と共に之れを調査し、所謂矢上一本松古墳(即ち第一號墳)を發見し、六月十五日發掘の豫定なりしも、故障起りて中止した。翌昭和六年五月十九日、予は柴田常惠氏と共に

に學生十餘名を伴ひ、再調査をなし、更に古墳三個を發見し、五月卅一日、六月七日の二回に互り、柴田常惠氏指導の下に、第一號墳及び第三號墳を發掘、その報告は史學第十一卷第一號に柴田常惠氏によりてなされてゐる。

次いで、昭和七年五月一日、更に第三回の古墳發掘をなすこととなり、柴田氏の指導を請ひしも、支障ありて來られなかつたので、三田史學會同人により、更に新たに發見された第五號墳が發掘せられたのであるが、殆ど何等得るところなくして終つた(史學第十一卷第二號彙報には、第四號墳と第五號墳とその順序が轉倒してゐる)。

是より先、始めに柴田氏と共にこの地を調査せし時、彌生式土器破片の各所に散布せるを見て、柴田氏は或は土器包含層、住居址、横穴等の發見あるやも測られずとのことを注意されたので、昭和六年末、この地の地均工事が開始せらるゝ時、予は當局に對し、その點につき注意して置いた。翌年四月末彌生式土器の稍完全に近きもの一個同地より地均工事中の土工の手により發掘せられ、其出土地點を確めるため、同月三十日三田史學會々員同地に赴きし際その附近に住居址斷面現はれ居るを注意し、折柄視察中の大山史前學研究所の所員も亦其住居址たることを認定した。予はこのことを聞き、五月一日、第五號墳發掘の爲め、その地に行きし際、乃ちその現狀を視察し、その結果發掘の必要を感じ、翌二日、所謂第一號住居址の發掘を行ふことに決し、同日、松本信廣君等が第四號墳の發掘に従ひし間に、史學科學生森貞成君を助手とし、また山田秀男君の助力を得て、その



第一圖 日吉臺住居址附近地形圖(陸地測量部二萬五千分)
 (一) Xを附せるは住居址所在地

發掘を試み、砂層に至りて中止した。次いで、同月六日、更に森君の外十數名の史學科學生の協力を得て、第一號住居址及第二號住居址の完全なる發掘をなし、同月十六日、森君及び大給君の助力により、第三號住居址を發掘し、同月二十二日には、間崎万里、松本信廣兩君によりて、第四號より第七號に至る住居址が發掘され、同月二十九日、第二號の南側及び北側を發掘し、第四號及び第八號との連絡道路様ものを發見し同月三十日、森君によりて、第八號住居址が發掘されたのであつた。その間、毎回五名或は四名の人夫が體育會より貸與された。

二 經 過

現場は海拔約百五十尺の臺地を、約十數尺切り下げ、その土を以て低地を埋めつゝあつたので、予が發掘を開始せる時は、略南北の方向に幅二十餘間の切通しをなし、その兩斷面に五六の住居址

日吉臺住居址發掘報告(橋本)

の斷面を現はしてゐたのである。
第一號住居址

(昭和七年五月二日及び同月六日發掘)



第二圖 第一號住居址全景

この住居址は上述切通しの東側に位置し、その地勢は東方に約五、六米幅の平地を残し、低地へ急傾斜をなして居り、標高は海拔約五十米であつた。その斷

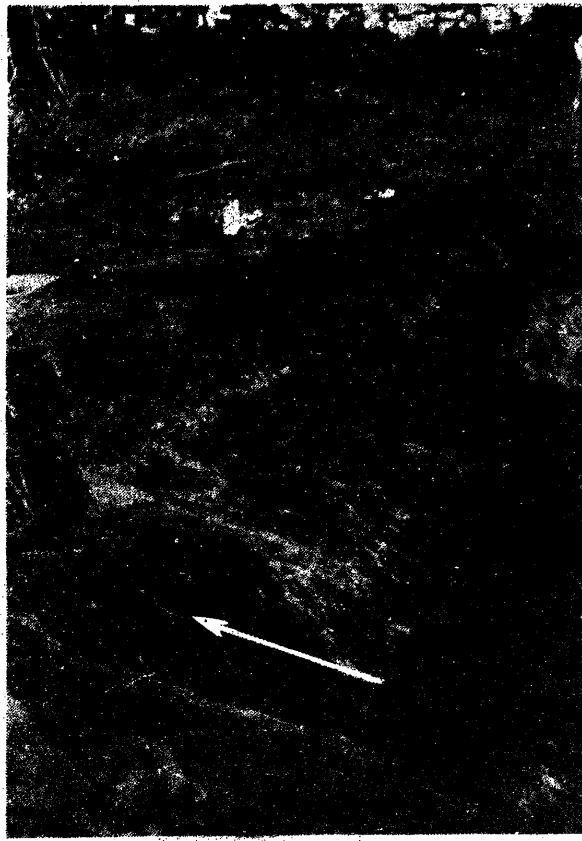
面は赤褐色を呈せる壙^{クワ}層に喰^{クハ}込みたる黑色土と

(三五)

一二五

して現はれ、その底部に於ける長さは南北七米五八糎、中央部に於ける表土よりの黒色土の厚さは一米三六糎、南北兩端の邊に於て段狀を爲せる赤

第三圖 第一號住居址、切込部



土層迄の厚さは、北部に於て五一糎五耗、南部に於て五九糎であつた。

乃ち發掘作業に従ひ、まづ黒色の腐蝕土を徐々に取去れば、その赤褐色の周壁は南邊に於て、西邊

断面端より一米九九糎にして稍々角狀を呈し、東北方に折れ、其儘次第に緩るき圓味を帯びて延びること五米六九糎にして、急激に東に向つて折れ、六六糎六耗東行し、更にそれより北折すること五〇糎にして、また西方に直角に折れ、西行約一米〇三耗にして略々西北の方向に進み、漸く東南部の形式に類する壁狀に復し、西邊断面端まで五米二五糎の長さに延びてゐるのである。(第二及び第六圖參照) 即ち周壁の一部に幅約五〇糎にして約六六糎六耗(南邊)乃至一米〇三耗(北邊)の切込部ある事を發見したのである。而して、後に至つて此部分には住居址の底面より、更に約八糎二耗の高さの壇狀を呈して居る事が判明した。その用途及び意義の如何は、容易に解することが出來ないので、暫らく疑問として遺したい。(第三圖及第六圖參照) かくて、この日は周壁上面より二七糎三耗乃至三九糎三耗乃至三九糎四耗の深度に發掘し、砂層に到達するに及び、偶々夕闇に迫られたので、そ

の作業を中止した。砂層は北部に於て約二四糎二
耗、南部に於て約二一糎二耗の厚さを有し、その
層上に於て西邊断面端より東へ一米九六糎、北邊
周壁より南へ三米六四糎、南邊周壁より北へ三米

第四圖 第一號住居址爐跡



七〇糎、東邊周壁より西へ一米八二糎の點に、直徑
約一米二二糎と計測さる、爐跡と覺しき箇所を發
見した。即ち其處には土器片が殊に著しく聚結し

日吉臺住居址發掘報告(橋本)

て居り、其中より兩手に一抔位の木炭片が現はれ
た。たゞその作業を急いだ爲めに、原形を完全に發
掘することが出来なかつたのは遺憾である。隨つ
てその直徑の如きも精確なる數として認むる譯に
は行かないのである。(第四圖及び第六圖參照)。

なほ、出土品としては砂層上約四〇糎、南邊周
壁より北へ約一米の點及び三米六四糎の點に於て
各一個の石斧様石器及び之に類する石片を發見し
その他には彌生式系統の土器破片を相當多量に發
掘した。

ついで、同月六日、更にその赤土層に至るまで
の再發掘を行つたのであるが、工事の都合上、既
に前回發掘の時よりも、遺址の西半約三米餘切取
られ、前回の面積の約半を残すに過ぎなかつた。
然るに、その新たに切取りし断面には、東邊周壁
より西へ一米二七糎、北邊周壁より一米八二糎、
南邊周壁より二米七三糎の點に、外徑六九糎七
耗、深さ六三糎の小竪穴が半ば切斷されて現はれ

居る事を見出したので、之は正しく柱穴の一なるべきを思ひ、まづ残存部分の黒土を除去し終り、



第五圖 第一號住居址、柱穴

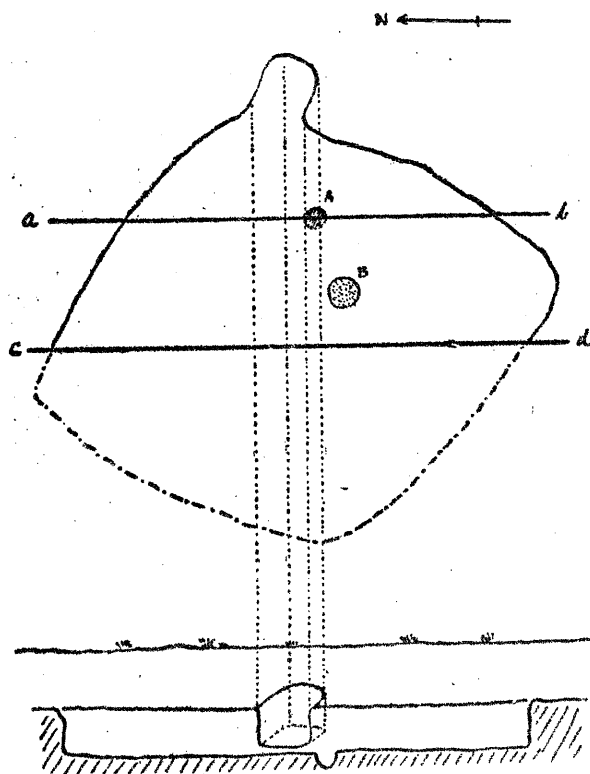
其現はれたる址形について見るに、

前回の状態と考へ合はせ、この住居址は略方形にて、四方に各一個、即ち四個の柱穴を有せしものなる事を確認した。新断面に半ば現はれしは、その東方の一

穴の東半分でその全形は圓味を帯び、直徑約六九米七糎であつた。かつまた南東周壁部には、不完全ながら溝の一部かとも疑はる、窪みが壁に沿ふて走つてゐた。即ちこの住居址は二重の形式をなし、五月二日發掘の部分は、その上層をなすもの

と認められるのである。(第五圖及び第六圖参照)
第二號住居址

(昭和七年五月六日發掘及び五月廿九日再調査)
この住居址の位置も亦南東約二十米にして、忽

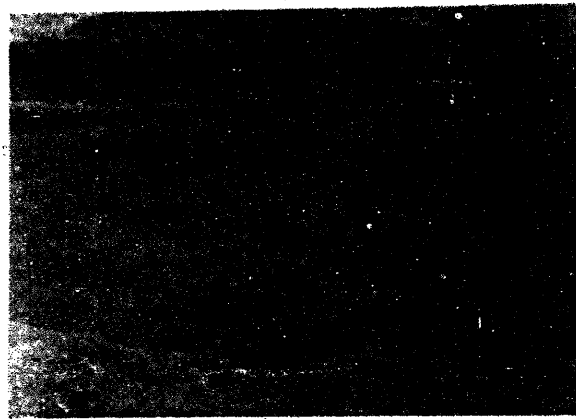


第六圖 第一號住居址平面圖及び断面圖

A ハ柱穴
B ハ上層の爐跡
cd 線ハ五月二日發掘時の面積指示線
ab 線ハ五月六日發掘時の面積指示線

ち崖を爲し、低地へ傾斜してゐた。標高度は大凡第一號と同じく、表土は畑地として耕作されてゐた。

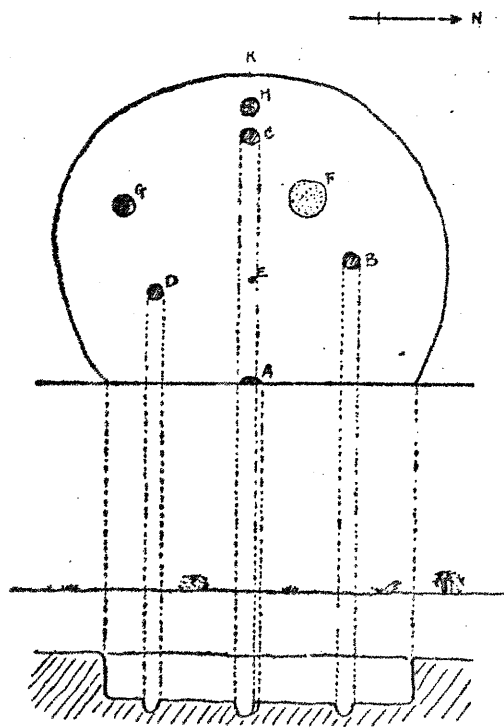
断面に現はれたる底部の長さは南北二米二四糎、黒土の厚さは表面下約一米であつた。黒色の腐蝕



第七圖 第二號住居址全景

土除去作業に伴ひ、次第に現はれしローム層の形状を見るに、全形圓を描き、南北の徑五米六四糎、東西の徑は東邊が断面と爲りて少しく削られてゐるが、現存部分に於て五米〇三糎で、殆ど正圓を爲してゐた。周壁の高さは底面上四〇糎である。而してその内部には明確なる柱穴を大小五個發見した。即ち東邊の断面端には全形の半を残すもの(即ちA)があり、その徑二七糎二耗、深さ三〇糎

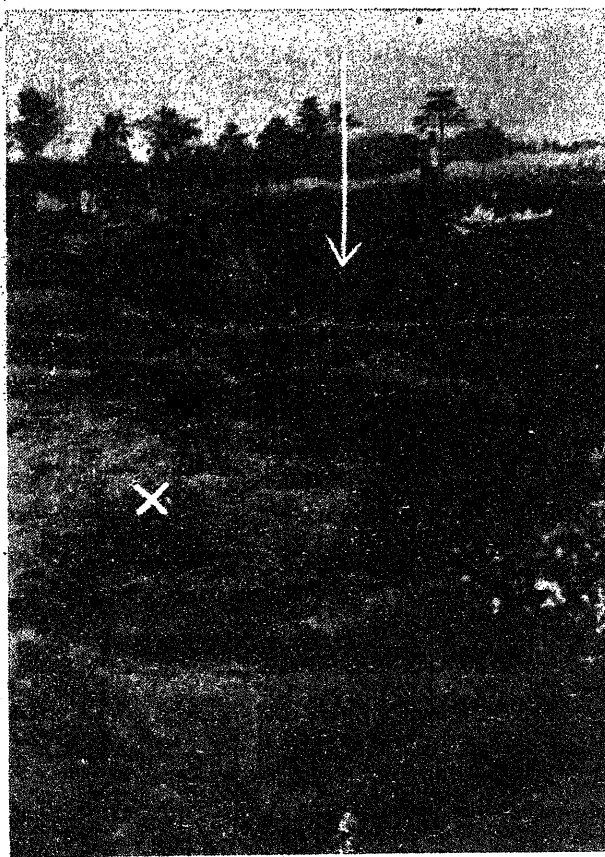
三耗、之と相對し、西方三米九三糎を隔て、徑二一糎二耗、深さ二七糎二耗の(C)があり、是等兩個を結ぶ線と、直角に交はる南北の線上に、同じく三米九三糎の間隔を以て(B)(D)が相對して居り、その北部のもの即ち(B)は徑二四糎二耗、深さ三三糎三耗、南部のもの(D)は徑三〇糎三耗、深さ三三糎三耗であつた。また各柱穴の間隔は、A Dの間は二米五八糎、C Dの間は三米〇三糎、B Cの間は二米九八糎、C Dの間は二米九六糎で、



第八圖 第二號住居の平面圖及び断面圖

大凡相等しき間隔を保つてゐた。而してこの四個の柱穴の略中央に當る點に、徑九糎、深さ三〇糎

第九圖 第二號住居址ノ爐跡×印
第八號住居址ニ通ズル道路矢印



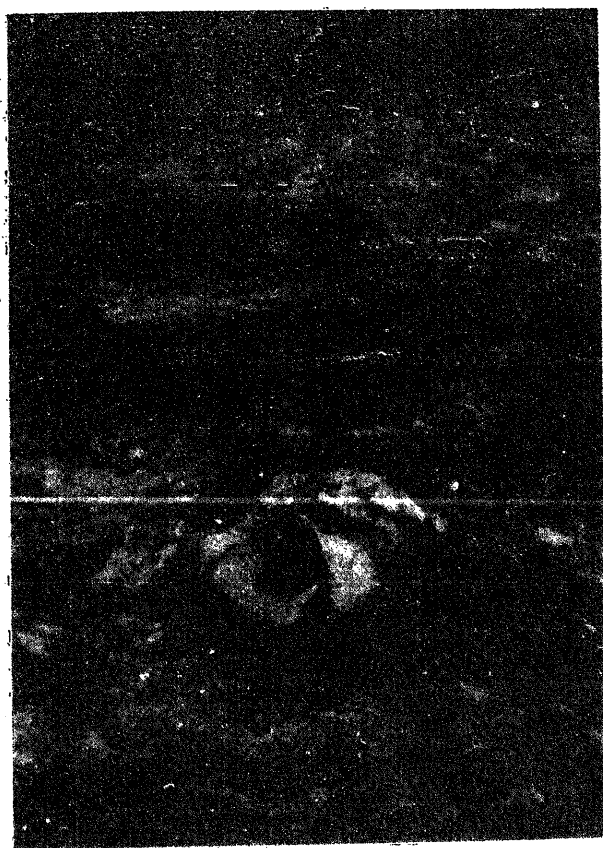
三糎の小柱穴即ちEがあるので、都合五個の柱穴が存したのである(第七及び第八圖參照)。

次に西邊周壁より一米六四糎、北邊周壁より一米五一糎の地點即ち第八圖のF地點に直徑約一米の圓形に小石を敷詰めたる爐跡を發見した。その

中央部に約五一糎五糎の直徑を以て一段稍低く小圓形を爲して燒土があり、更に木炭が混在し、土器片が聚結してゐた。(第八及び第九圖參照)

また西邊周壁即ち第八圖のE點より三〇糎三糎を東へ隔て、西側の柱穴に至る略中間即ち第八圖

第十圖 第二號住居址發掘土器塊



のH地點に徑約二〇糎の圓形を爲す土器片の聚結箇所があり、更にその東南の方角に當り、周壁よ

り三六糶の地點即ち第八圖G地點に徑三〇糶餘の圓形を爲して聚結せる土器塊を發見した。その狀恰も一個分の彌生式壺狀土器の壓壞されたるもの、如く見えるのである。その中には明らかに口縁の破片と思はる、約十五糶程の比較的大形の破片が残存した(第八及び第一〇圖參照)

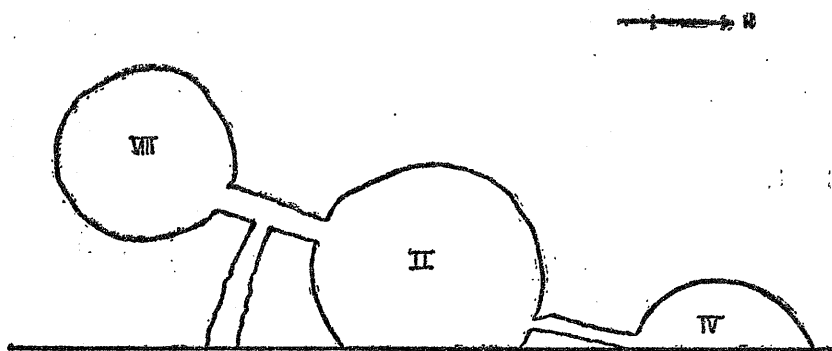
この外に特に注意すべきは、鐵器片が三個發見された事である。即ち北邊周壁より七九糶の地點と、南邊周壁より四八糶五耗の地點と、東方斷面端より西方へ約三米の地點とに於て、何づれも底面に近く發見されたのであるが、恐らくは後代の混入ではないかと疑はれる。なほ北邊周壁より一米三三糶、西邊周壁より一米七六糶の地點に於て、石劔狀の石片一個を發見し、同時に繩文式薄手破片一個を發見した。たゞ此第二號住居址に於て、發掘當時不可解なりし點は、西南部の周壁の上面が約二〇糶の淺い窪みを爲し、七八糶の幅員を以て西南方に延びてゐる事であつた。試に其跡を探

ねて約二米近くに及んだが、短時間には如何ともなし難く、疑問として後日の精査に残す事とし、此日の發掘を中止した。

そこで、同月二十九日、再調査を行つたのであるが、その結果は即ち左記の通りである。

前回發掘の際、その住居址の南端より約三米の地點に、幅約七六糶程の凹字形をなした切込み様の部分がローム層切斷面に現はれてゐるのを認め、たので、或はこの部分が第二住居址に連續するにあらざるやを思ひ、この住居址の南方、かの凹字形切込の上部に互る部分の黑色腐蝕土全部を除去せしに、豫想の如く、前回發掘の際、不可解の部分として疑問を残し置きたる、西南部周壁より西南方に延長せし、道路様の窪みと丁字形をなして連續し、住居址よりの窪みは西南の方向に延び、全長約五米七〇糶に及び、次の住居址を連結した。この窪みと凹字形切込との關係は、恰も本道と支道の如き状態を示してゐた。而もその支道様凹字

形の幅員は、不規則なる伸縮をなし、本道様の窪みに接觸する點に於ては、僅に三三糎のものが、



第十一圖 第二號 第四號及び第八號住居址間道路様凹所平面圖

東端の断面に於ては、七六糎となつてゐた。されど、本道様窪みの幅員は大體七八糎を保つて大差なく、窪みの深さは南行するに従ひ、次第に淺くなり、一五糎許りより一二糎程になつてゐた。

而して此道路様の窪みの周圍には、所々に柱穴様の穴が、大小數個發見された。即ち本址の南邊周壁より一米九〇糎東の斷面端より二米五五糎の深さ約二五糎のものがあ

り、之を南に距る八〇糎の點には、直徑約二〇糎、

深さ四〇糎のものがあり、また本址より發する本道様窪みより分岐せる支道様凹所の南邊より南五一糎、本道



第十二圖 第三號住居址全景

様窪みの東邊より東五〇糎の點にも直徑一八糎、深さ二〇糎のものがあるところ、ふが如きで、その他にも不明瞭なるものは、二三氣付いたが、

何れも直ちに柱穴と斷定する事は躊躇せられるものであつた。(第一一及び第九圖參照)

なほ本址より西南に延びた窪みが、五米七〇糎にして盡きたところを探查して見ると、木炭が少許発見されたので、此處にも亦他の住居址があり、本址との間はこの窪みによりて連結され居ることが、推想せらるゝに至つたのである。けれども此日は時間の關係で、その發掘は不可能であつた爲め、更に後日の機會を俟つ事とした。

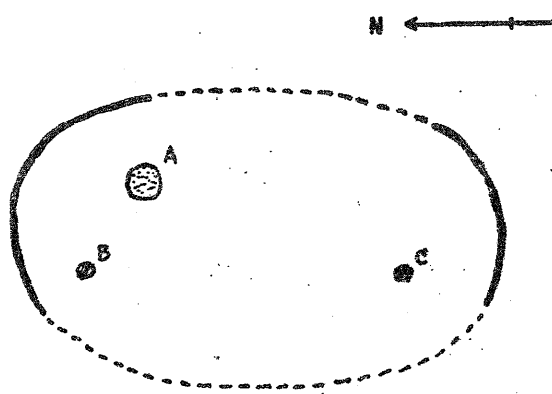
また此日、予が不在中、間崎万里君によりて、第二號住居址の北隣で、同月二十二日に同君が發掘した、第四號住居址との間の黑色腐蝕土をも除去されたのであるが、同所にも亦其南邊に於けると類似せる道路様の窪みが発見されたさうである。其状態を見るに、本址の東部斷面に近き周壁の表面に、三〇糎三耗の幅員を有する溝狀の口があり、之より稍、東北に向つて、約三〇糎乃至六〇糎の幅員を保つて、第四號住居址の南邊周壁に達して居るのである。其長さは、西邊にて六米三〇糎、東邊は四米四五糎であつた(第一一圖參照)。

日吉臺住居址發掘報告(橋本)

されど、かくの如き道路様の遺址は、大場盤雄氏の注意によると、嘗て下沼部等に於ても発見されたさうである。

第三號住居址 (昭和七年五月十六日發掘)

第一號住居址より東南約十米を距てし斷面から、多くの土器片



第十三圖 第三號住居址平面圖
Aハ爐跡 B Cハ柱穴 一線ハ發掘線
……線ハ想定

緩く傾斜して居る地勢で、既に工事の爲め、其面積の約半分は崩されてゐたのである。

その斷面には、底部の長さ約五米、黒土の厚さ

ら、多くの土器片が出土したのとこので、この日の豫定であつた、第二號住居址再調査を延期し、まづこの地點の發掘を行つたのである。この地の表土は稍々平坦を缺き、南方に

一米三六糶許りが現はれて居たが、黒土の除去を
始めると、南邊周壁より七〇糶、表面下七五糶の
地點に、殆ど完形を有する壺一個が横倒しの状態
に於て出土した。底足部を有するものであるが、
此部分は離脱して原位置に埋没してゐた。總高二

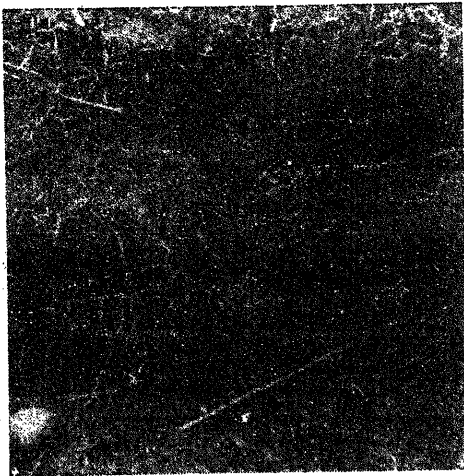
第十四圖 土器發掘



五糶、胴廻り四〇糶の彌生式土器である。更に此
地點より少しく北方に當り、表面下八五糶にして

總高一〇糶の稍、小形の鉢形土器を完形のまま、發
掘し、又更に北方に寄りて、表面下一米の地點に
て、底面上二三糶、直徑約二三糶の口縁を有する
壺形土器の破片を發見した。此地點にはなほ此土
器の破片と思はるゝものが、數片集積して居た。

この他に、既に土工の手によつて、總高一二糶、
胴の直徑一一糶、口徑一二糶七糶、底徑四糶五糶
の壺形土器、透孔を有する高坏の脚部等が一二發



第十五圖 第三號住居址土器出土状態

掘されて居り、
土器及び其碎片
の埋藏量は第一
號第二號各址出
土の分量に比し
て遙かに多く、
後日調査を終へ
し、數個の住居

址の出土量と比較するも、之を以てその首位に置
かなければならないのである。

たゞその住居址の全形は、工事の都合と地勢の關係で、完全には現出し得なかつたが、大體に於て南北約四米、東西約三米の橢圓形を爲せるものゝ如く、東北の周壁より約一米の地點には、徑六四糎の圓形を爲せる數個の土器片の殘存があり、其一隅は徑約三〇糎の圓を描く燒土となつてゐるので、之が爐跡たる事は明白であつた。それから二個の柱穴を發見したが、その西北部のものは、西北側の周壁より東南へ約三七糎、南部のものは南側の周壁より北約一八米の地點に位置し、夫々内徑、深さ共に一五糎を有したのである。

以上を以て予が直接關與せし住居址の發掘は終るのであり、第四號住居址以下は、間崎万里君・松本信廣君及び森貞成君等によりて、予の知らざる間に發掘されたものである。随つて予は責任を以て之れを報告することが出來ないのである。されば、以下に記す發掘經過報告は、全く之れに關與せし、森貞成君の略記せしところである。

第四號住居址 (昭和七年五月二十二日發掘)

第二號住居址の北隣に位し、間崎教授の發掘せしものである。その斷面に底部の長さ南北にして約四米二五糎を以て現はれて居る。斷面北端より南へ一米七〇糎の點に爐跡があり、其南少許にして底面より稍、上に特に黒色土があり、其點よりは貝殻片を出土した。其西方七〇糎の地點には徑三〇糎、深さ六五糎の穴があり、其底部より土器底を出土した。此穴より西四四糎にして西邊周壁に達する。住居址の全形は圓形に屬し東方斷面の中點より計測して徑一米四四糎の半圓を描いて居る。柱穴と覺しきものは外側にあり、址の西南方に殊に多く、大小六個許りを發見した。即ち斷面南端より西北五〇糎にして一個、其西北六五糎にして一個、其西三五糎にして二個、其北六〇糎にして一個、それより三米を北に距て、一個の都合六個であるが、柱穴たるの確證が擧げられないのは遺憾である。尙ほ石斧或は石砥の如き石器類數

片及び黒曜石片一個が出土して居る。

第五號住居址 (昭和七年五月二十二日發掘)

東横線日吉驛の東側面、道路として切取られたる斷崖上に僅少なる黒土を殘せるもので、約五〇糎の半徑を現出し得たのみである。併し乍ら東邊周壁より五八糎、北邊周壁より二四糎の點に徑三四糎を有する燒土部が發見され、之より約二〇糎南方に於て直徑二三糎、深さ二〇糎餘の柱穴と覺しき穴を發見して居る。

第六號住居址 (昭和七年五月二十二日發掘)

第五號住居址の北隣にある表面は畑にて斷崖に現はれたる底部の長さ五米七五糎、黒土層の厚さ一米一五糎五耗、周壁の高さ四五糎である。發掘の結果を見るに、全形は毀損されて明確を缺くが、大略四角形の住居址の如く、其一角なる東南隅及東北隅のみを現はしたに過ぎない。而して斷面北端より一米一〇糎、南端より一米五〇糎の點に爐跡があり、之より東南隅まで四米七〇糎、東北隅

より斷面北端まで三五糎、其間所々に稍、大なる燒土跡あり、東北隅に近く小爐跡があり、更に斷面北端より九五糎東南に一燒土跡、其南九〇糎の點にも燒土跡があり、また東北隅より東南二米三〇糎の境界線に近く爐跡があり、此近くより稍、破損せるも略、完形に近き小形赤燒土器一個を出した。其西北中央燒跡の東北に當つても亦燒土跡があり、其附近に坏形土器の略、完形を止めたるものを發見して居る。蓋し之は形も小さく底部も破損して居るが或は大形に屬する土器の底部やも圖られずと爲し得るであらう。此外に石片少許、土器片も散出して居る。(松本信廣氏の記録による)

第七號住居址 (昭和七年五月二十二日發掘)

移轉建設事務所の南方の稍、低地に、トラック工事中住居址と思はる、腐蝕土が露出したので調査の爲め保存されて居たものである。

黒土層の厚さは八〇糎で、既に大部分は切取られ、發掘後の全形を窺ふのに困難を感じたが、大

體圓形の如く、現出し得たのは半圓に過ぎなかつた。其長さは全て四米五〇糎であつた。而して東西に切取られた断面の西端より東一米一〇糎の點に爐跡が発見され、更に此點より一米六〇糎にして焼土跡があり、此處よりは炭が現はれた。それより東北二米八〇糎にして断面の東北端に沿ひ、竹の燃殻より成る炭を出土した。又断面東北端より西へ周壁に沿ひ一米にして焼土跡があり、それより七〇糎にして更に焼土跡があり、又其點より一米一〇糎、断面西端より東北二米の點には小穴の穿たれて居るのを發見した。又周壁に接した、稍上部には焼土が所々に散在して居つた。特に注目を惹いたのは原質を止めた木炭の多量に出土した事で、他には見る可き遺物を存して居ない。(松本信廣氏の記録による)

序に、前々號の史學(第十一卷第二號)には、是等の調査に次で、第九號及び第十號住居址の發掘を行ひし如くに略報されてゐるが、之は單に土

工の工事を檢分中、偶々住居址の一部分が相次で二箇所断面に現はれたるを以て、試に其層を探つたところ、少許の遺物を發見したに止まるので、住居址の完全なる調査とは稱し得ないのであつて、唯其時の出土品の分類に便ならしめんが爲めに、假りに番號を附したに過ぎないのであるから、上述の住居址調査番號とは、自ら性質を異にするものである事を注意し、誤解を防いで置きたいのである。

第八號住居址 (昭和七年五月三十日發掘)

前日第二號住居址の南邊より發したる道路様の溝の異層に逢着せる點に木炭を發見して居たので、試に新なる住居址の存在を豫想しつゝ、發掘を行つて見たところ從來經驗し來たつた七個の住居址の出現状態と酷似せる圓形のものも現はし得たのである。(直徑約四米五〇糎)さり乍ら、一見如何にも條件は他の住居址に類似し、符合して居る様であるが、元來此地點は當發掘作業を手傳つて

居る一農夫の、もと芋の貯藏所に用ひた處に當つて居るといふ事であり、地下數間の深さまで掘下げて其用を充たした事のある由を聞き、且つ前日偶然發見された木炭の所在地點には新らたに何等の認む可き發見とてなく、爲めに之が果して住居址なりや否やを疑はしめられたのであるが、比較的表土に近く少許の土器片を出だし、或は爐跡と認めらるゝ箇所も發見も二箇所及び、更に周壁上に二個の柱穴の如き(一)徑二〇糎、深さ一五糎、(二)徑一五糎、深さ二四糎)も發見して居るのであるから、全然住居址に非ずとは斷定出來ないのである。唯何分にも此地點が甚しく犁鋤の厄に遭つてゐるのであるから、之が果して住居址の一であつても、其眞を傳ふる事の遙かに遠きものあるを遺憾とせねばならないのである。

三 遺 物

五月二日より同月三十日に至る間に發掘した、

八個の住居址よりは、相當多量の遺物が出土したが、その多くは出土状態不明なる爲めに、考古學上の價値を大に減殺してゐるのである。かつまた、予等自ら考古學上の遺物を實地に取扱ひし經驗が淺い爲に、柴田常惠君・原田淑人君・後藤守一君等の諸君にもその意見を徴し、教えを請ふたのである。今是等諸氏の助言を參考して、その主なるものにつき、簡單なる解説を試みやう。

一 石器類

(a) 石匙 (史學第十一卷第四號口繪)

第二圖版、A)

第一號居住址出土のもので、形狀は圖版に示せる如く、銀杏葉形の比較的薄い作りであり、横七糎七耗、縦九糎にして其一端の半圓形を爲せる部分は厚さも特に薄く加工の跡がよく窺はれる。予が曩に石斧様の石器と記せしもので、こゝでは柴田常惠君の意見に従ふのである。

(b) 石劍破片 (同上號、同圖版、B)

第二號住居址出土の石片中に混在して居たものであるが、柴田氏によると正に石劍の一部であり、恐らくは上下の兩端を缺失して居るのであらう。現存の部分は縦七糎二耗、横四糎で、断面は略楕圓形を爲し、石質も相當の硬度を有して居る。

(c) 黒曜石片

第四號住居址出土、縦六糎、横四糎の一片に過ぎないのであるが、何等か器具の製作に際して、其材料に使用されたもの、一片と看做し得るものであり、元來此種の石が此地方に産出せざる事情を考ふる時、其處に多少の興味を感ずるのである。

(d) 石砥 (同上號、同圖版、D)

第四號住居址出土、縦一一糎、横四糎、厚さ三耗の軟質のもので、總體黃褐色を呈し、度重なりて使用されたるもの、如く、全面よく磨擦されて居る。石質より見て到底石斧の如き硬度を要するも

の、材ではなく、正に砥と見る可きが至當であらう。柴田氏は此地の住居址の性質如何にも依るが、何等か埋藏土器との間に關係なきやを疑はれた。

(e) 打製石斧 (同上號、同圖版、C)

第四號住居址出土、縦一四糎五耗、横六糎四耗。形狀は稍、判然を缺く憾みがあり、製作手法に圓熟味乏しく、他に何等の特徴を見ない。

二 土器類

(f) 壺形土器 (同上號、第一圖版、A)

第三號住居址出土、總高七糎、口徑八糎。胴腹に孔狀の缺損部分がある。口縁の一部に把手の未製品の如き小突起を有する外には、特色なく、廣徑であり、其本質如何は措き、便宜上鉢形土器と名づけて、再考に俟つ。彌生式系統に屬する。

(g) 壺形土器 (同上號、同圖版、C)

第三號住居址出土、總體稍、歪んで居る爲め、低き側の高さは一〇糎五耗、高き側の高さは一二糎五耗と爲つて居る。口徑は一糎五耗であり、

胴の太さに比して、稍、大に過ぎて居る。口縁の一部を少許缺いて居るのみで、略、完形を留めて居るが、製作手法には特に見る可きところなく、普通に見る、彌生式系統のものである。

(h) 椀形土器(同上號、同圖版、B)

所謂第十號住居址出土、總高七糶七耗、口徑一二糶。底部に至つて特に一段のクビレ狀を呈して膨らみ、安定の度を大ならしめて居る。之れと類似のものが他にも一個出土して居るが、共に彌生式系統のもので、比較的後世に下るものと認められる。

(i) 土器の脚

普通の椀形土器を逆轉せしめた様な形狀である。第三號住居址、第六號住居址其他より散出するもの四個に上つて居る。其うちの一個を例せば、高さ六糶八耗、底部二三糶にして土器の主體と離れて發見された。

以上列擧せるもの以外に、なほ特に加工せる口

縁に、粗雜なる齧齒紋を表はせる、總高二二糶五耗、口徑一四糶五耗、底徑六糶五耗の壺形土器、或は總高二四糶五耗、口徑一四糶、底徑五糶にして、口縁部は單にクビレ狀を呈する壺形土器、或は口徑一二糶にして總高七糶五耗の比例に於て、口徑の遙に六なる椀形土器(同上號、第一圖版D)の如き、或は又透孔を有する高坏の脚部(高さ八糶、底徑一一糶)の如き、出土品があり、土器の碎片に至つては、その數甚だ多く到底之を一々記録することは不可能なるも、總て彌生式系統の土器片に屬してゐる。唯、第二號住居址より、繩紋式の薄手土器破片が一個發見されたことは、唯一の例外である。また土師器の破片も同址に於て發見されたのであるが、此土師器は彌生式との中間期に在るもの、如く思はれ、寧ろ彌生式系統に屬せしむるも差支へなきものと思惟される。

三 鐵器片

なほ第二號住居址に於て、三個の鐵片を發見し

たが、その一つは南側の道路様窪み發掘の際出土せしもので、極めて新しく、土中埋没後、恐らく數年を出でざるべく、他の二つは住居址内部より出土せしものにて、相當の年數を經過せしもの、如く思はれる。

四 結 言

要するに、日吉臺發掘の住居址は、その形式姥山・下沼部等の住居址に類型を有するものなるも、その出土品よりして之れを觀れば、縄文式薄手土器破片を唯一個出せるのみにて、他は凡べて彌生式系統のものであり、中には比較的後世に下るものある事實より見て、この住居址年代の比較的後世に下るものにあらざるかを思はしめる。殊に第二號住居址より鐵片を出せる事實は、更に一層この感を深からしむるものである。けれども、また他方に於て少數と雖も石器を出せる事實、及びその最低部より比較的古き時代に溯らしめ得る、彌

生式土器を出土せる事實は、必ずしも甚しく後世に下すべきにあらざることを認めざるを得ないのである。予は是等の資料より見て、之れを奈良朝時代前後に比定して、大なる誤解にあらざるべきを信するのである。

なほ、この住居址のみの特色としては、第一號住居址にて見出されし、東南隅に於ける切込の部分であるが、その如何なる意義を有するか、予の解する能はざる所であり、特に同學諸氏の高教を請はなければならぬのである。

附言 寫眞は間崎君（第二、三、四、九、十、十二、十四圖）、高山君（第五圖）大給君（第七、十五圖）撮影、製圖は森君の手に成りしものである。